

高砂小学校 P T A 会則

第 1 章 総 則

- 第 1 条 本会は仙台市立高砂小学校 P T A といい、事務局を高砂小学校におく。
- 第 2 条 本会は本校児童の父母またはこれに代わる保護者および教職員をもって構成する。
- 第 3 条 本会の会員はすべて平等の義務と権利を有し、所定の会費を納入するものとする。
- 第 4 条 本会運営活動の円滑化を図るため、学年部、専門部ならびに地区部を設ける。各部の運営に関する規程は別に定める。

第 2 章 目 的

- 第 5 条 本会は会員相互の協力により、学校、家庭ならびに社会における児童の福祉を増進し、学校教育、社会教育に寄与することを目的とする。
- 第 6 条 本会は民主団体であるから特定の宗派または政党に偏した行動はとらない。
- 第 7 条 本会は自主団体であるから他のいかなる団体からも支配や干渉を受けない。
- 第 8 条 本会は学校教育の問題に関して学校と協議してその任務に協力するため意見を述べ、資料を提供するが、学校行政等には干渉しない。
- 第 9 条 本会は第 5 条の目的を達成するために次の活動を行う。
- (1) よい父母、よい教師となる教養研修
 - (2) 学校と家庭との緊密な連絡提携
 - (3) 児童の健康増進、学力向上並びに健全育成に関する事項
 - (4) 教育の振興に関する調査研究並びに提言
 - (5) 児童の保護および学習奨励援助
 - (6) その他本会の目的を達成するために必要な活動

第 3 章 役 員

- 第 1 0 条 本会に次の役員をおく。
- 会長（1 名） 副会長（3 名） 事務長（1 名 [教師]） 事務次長（1 名）
幹事長（1 名） 幹事（2 名） 会計（2 名 [うち教師 1 名]） 書記（2 名 [うち教師 1 名]）
運営委員会の判断により、役員を増減することができる。
- 第 1 1 条 役員は、役員等選出委員会が選出し、年度末の運営委員会の承認によって全会員に報告する。選出方法は別に定める。ただし、会長が途中で退会した場合は運営委員会に図り、副会長を会長に推し、全会員に報告する。

- 第12条 1 会長は会務を統括し、本会を代表する。
2 会長は運営委員会を開くことができない緊急かつ即決を要する事項について本部役員と協議し専決することができる。尚、専決処分は運営委員会に報告しなければならない。
3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき又は、会長が不在の場合にこれを代理する。
4 事務長、幹事長、幹事は会務を処理する。
5 事務次長は事務長を補佐する。
6 会計は会計事務を行う。
7 書記は書記事務を行う。
8 本部役員は、各地区部に所属する。

第13条 役員の任期は原則2年とする。また、役職任期は1年とし、再任を妨げないものとする。

第14条 本会に顧問および参与をおくことができる。顧問は総会に諮って会長がこれを委嘱する。顧問は本会の諮問に応じ、参与は本会の運営に参画する。参与には校長（教頭）をあてる。

第4章 会 議

第15条 本会の会議は、総会、役員会および運営委員会とする。

第16条 総会は、最高議決機関で予算および決算の承認、会則および規程の改正、教育に関する重要な事項の連絡協議をする。
総会は、毎年1回開く。ただし、運営委員会において必要と認めるとき、又は本部役員の協議において臨時に総会を開くことができる。
尚、本部役員が必要と判断した場合は書面にて総会を行うことができる。この場合、議決権の行使は議案に対する賛否を記載できる議決権行使書により行う。

第17条 総会および会議は出席会員をもって成立する。総会および会議の議事は出席者の過半数の同意で決定する。

第18条 運営委員会は、総会に次ぐ議決機関であって、本部役員と各学年部、各専門部、各地区部より1名以上、ならびに会長の委嘱する者をもって構成し、緊急または重要事項について協議する。

第19条 役員会は、行事、研修の企画、予算、決算の原案作成、弔慰および他に属さない事項を協議執行する。

第20条 総会および会議の議事については、その要点を書記が記録する。

第21条 総会、運営委員会および役員会は会長が招集し、議長には副会長があたり、総会の議長においては一般会員より2名選出する。

第5章 会 計

第22条 本会の会計年度は4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

第23条 本会の経費は、会費、寄付金およびその他の収入をもってこれにあてる。

第24条 会費の月額総会において決める。毎月これを徴収する。ただし、特別事情のある者は、役員会にはかって会費の負担を減免することができる。

第6章 会計監査

- 第25条 本会の経理を監査するため2名の会計監査委員をおく。
- 第26条 会計監査委員は、役員等選出委員会が選出し、年度末の運営委員会の承認によって、全会員に報告する。選出方法は別に定める。
- 第27条 会計監査委員の任期は1年とし、再任を妨げない。
- 第28条 会計監査委員は、会計監査の結果を総会に報告する。

第7章 付 則

- 第29条 この会則および規程は、総会において出席者の3分の2以上の賛成がなければ改正することができない。
- 第30条 本会の運営に必要な細則は、運営委員会において定める。
- 第31条 本会の個人情報取り扱いに関する規定は別に定める。

この会則は、昭和62年4月1日より効を發する。

- ① 平成11年4月1日一部改正
- ② 平成15年4月1日一部改正
- ③ 平成20年4月1日一部改正
- ④ 平成26年4月1日一部改正
- ⑤ 平成29年4月1日一部改正
- ⑥ 令和 3年5月6日一部改正
- ⑦ 令和 4年5月11日一部改正

規 程

1. 学年部規程

- 第1条 この規程は、本会会則第4条により定める。
- 第2条 本会の事業を推進するため、次の学年部を設置する。
1. 第1学年部
 2. 第2学年部
 3. 第3学年部
 4. 第4学年部
 5. 第5学年部
 6. 第6学年部
- 第3条 学年部は、各学年に所属する会員をもって構成する。
- 第4条 学年部は、本会会則第5条の目的達成に必要な事業を行うことができる。
- 第5条 各学年部に学年委員を設置する。

- 第6条 学年委員会は、各学年より選出された2名以上の学年委員をもって構成する。
- 第7条 1. 学年委員会には、委員長1名、副委員長1名以上をおく。
2. 委員長は、委員の互選とし、その任務は学年部を統括する。
3. 副委員長は、委員の互選とし、その任務は委員長を助け、委員長に事故があったときはその代理をする。
4. 委員は学年部の運営を分掌する。
- 第8条 委員の任期は1年とし、再任を妨げない。
- 第9条 学年委員会は、学年部の活動を企画し、その執行にあたって会長の意見を求め、かつ、具申することができる。
- 第10条 学年部会および学年委員会は、必要に応じて学年委員長が招集する。
- 第11条 各学年部の連携を図るために、学年委員長および副委員長による学年代表会を開くことができる。
- 第12条 学年部会が必要と認めたときは、その関連事項について、会長に対し、運営委員会の開催を要求できる。
- 第13条 会長の要請があった場合、必要に応じて学年代表者会、学年部会および学年委員会を開くことができる。

2. 専門部規程

- 第1条 この規程は、本会会則第4条により定める。
- 第2条 本会の事業を推進するため、次の専門部を設置する。
1. 広報部
2. 健全育成部
3. 保健体育部
- 第3条 専門部は次の活動を行う。
1. 広報部 ————— 会報等の刊行に関する事項。
2. 健全育成部 ————— 地区、校外生活の補導に関する事項。
3. 保健体育部 ————— 保健衛生、給食、体力向上、およびプール運営に関する事項。
- 第4条 専門部は、次の部員で構成する。
1. 広報部 ————— 各学年より2名（1学年のみ各クラス1名）および教師若干名。
2. 健全育成部 ————— 各地区より2名および教師若干名。
3. 保健体育部 ————— 各地区より1名以上および教師若干名。
- 第5条 1. 専門部会には、部長1名、副部長2名をおく。
2. 部長は、部員の互選とし、その任務は部を統括する。
3. 副部長は、部員の互選とし、その任務は部長を助け、部長に事故あるときはその代理をする。
4. 部員は、部の運営を分掌する。
- 第6条 部員の任期は1年とし、再任を妨げない。

第7条 専門部会は、必要に応じて部長が招集し、部の活動を企画しその執行にあたる。また、執行にあたって会長に意見を求め、かつ、具申することができる。

第8条 専門部が必要と認めたときは、その関係事項について、会長に対し運営委員会の開催を要求できる。

第9条 会長の要請があった場合、専門部会を開くことができる。

3. 地区部規程

第1条 この規程は、本会会則第4条により定める。

第2条 本会の事業を推進するため、次の地区部を設置する。

1. 福住地区
2. 仙石地区
3. 横丁地区
4. 上区地区
5. 北福室地区
6. 駅西地区
7. 向田地区

第3条 地区部は、各地区に所属する会員をもって構成する。

第4条 地区部は、子供会の運営と本会会則第5条の目的達成に必要な事業を行う。

第5条 地区部には、地区長1名、副地区長1～2名、健全育成部員2名および保健体育部員2名をおく。その選出は各地区で行う。

第6条 地区長、副地区長の任期は1年とし、再任を妨げない。

第7条 各地区の連携を図るために、地区長および副地区長による地区部会を開くことができる。

第8条 各地区部が必要と認めたときは、その関係事項について、会長に対し運営委員会の開催を要求できる。

第9条 会長の要請があった場合、必要に応じて地区部会を開くことができる。

第10条 各地区部内組織は、各地区部の事情によって定めることができる。

4. 付 則

- ① この規程は、昭和62年4月1日より効を發する。
- ② 平成11年4月1日一部改正
- ③ 平成15年4月1日一部改正
- ④ 平成22年4月1日一部改正
- ⑤ 平成26年4月1日一部改正
- ⑥ 平成29年4月1日一部改正
- ⑦ 令和 3年5月6日一部改正
- ⑧ 令和 4年4月11日一部改正

細 則

1. 役員・監査委員選出に関する細則

- 第1条 仙台市立高砂小学校PTA会則第11条および第26条の規定により、役員および監査委員（以下役員等という）の選出にかかわる事項を定める。
- 第2条 役員等の選出にかかわる業務を処理するために役員等選出委員会を設ける。
- 第3条 役員等選出委員会には、各地区部の総会または役員会の決定により1名、運営委員会推薦の若干名と教師若干名の委員をもって構成し、その任務が終わるとともに解任されるものとする。
- 第4条 この役員等選出委員会には、次の役員をおき、委員の互選とする。
1. 委員長1名、副委員長1名（書記兼任とする）。
 2. 委員長は、本委員会を代表し、会務を統括する。
 3. 副委員長は委員長を助け、委員長に事故があるときは、これを代理する。
 4. 書記は、本委員会の資料を整理作成し、通信事務にあたるとともに記録その他の書類を保管する。
- 第5条 本委員会は、役員等を選出し、運営委員会で承認を受け、総会で報告する。
- 第6条 本委員会は、秘密会とし、各委員の意思を束縛してはならない。

2. 慶弔細則

- 第1条 会員ならびに児童が死亡 ــــــــــــــــ 5,000円の弔慰金ならびに弔電を贈る。
- 第2条 PTA活動において不慮の事故により、1ヶ月以上入院した場合は、5,000円の見舞金を贈る。
- 第3条 公の機関からPTA活動に対して表彰等を受けた場合は、額縁相当の祝い金（祝い品）を贈る。
- 第4条 その他、必要ある場合は役員会において協議の上決定する。

3. 研修費の旅費に関わる細則

- 第1条 この細則は、会務のための外部活動において、本会の役員並びにそれに準ずる者に対して支給する旅費に関し必要な基準を定めることを目的とする。
- 第2条 本会の役員が会務のために、外部活動を行うときは、この細則の定めるところにより、旅費を支給する。
- 第3条 本会の役員以外の者が、本会の依頼または要求に応じて会務の遂行を補助するために出席した場合には、その者に対し旅費を支給する。
- 第4条 旅費の支給範囲は次のとおりとする。
1. 仙台市PTA連絡協議会（市P協）の総会、研修会、講演会、会議等に参加するための旅費。

2. 仙台市宮城野区PTA連合会（区P連）の総会，常置委員会，研修会，研究大会，会議等に参加する為の旅費。
3. 田子中学校区青少年健全育成連絡協議会の総会，役員会，会議等に参加するための旅費。
4. 高砂中学校区青少年健全育成連絡協議会の総会，役員会，会議等に参加するための旅費。
5. その他PTA運営に関わる，講演会，会議，事務手続き等のための旅費。

第5条 外部からの要請を受け，旅費に相当する費用の支払があった場合は，本細則の旅費の支給はしない。

第6条 旅費の算出は次のとおりとする。

1. 高砂小学区内は無償とする。
2. 仙台市宮城野区内（但し，高砂小学区内を除く）は一律500円の支給とする。
3. 仙台市内（但し，宮城野区内を除く）は一律1,000円の支給とする。
4. 仙台市内における研修で，研修費より別途支出した場合は，本細則の旅費は支給しない。
5. 仙台市外は原則実費の支給とし，領収書の添付を義務付ける。
6. 全国大会等予定外の大会へ参加する場合は，最小人数分の実費を支給する。
7. その他，運営委員会に諮り，承認を得たものに対してはその都度金額を算出する。

4. 付 則

- ① この細則は，平成4年4月1日より効を發する。
- ② 平成9年4月1日一部改正
- ③ 平成15年4月1日一部改正
- ④ 平成20年4月1日一部改正
- ⑤ 平成23年4月1日一部改正
- ⑥ 平成26年4月1日一部改正
- ⑦ 平成27年4月1日一部改正
- ⑧ 令和 3年5月6日一部改正

高砂小学校 P T A 組織図

